平成２８年度　東京都中学校体育連盟規約

第１章　名称及び事務局

第１条　本連盟は東京都中学校体育連盟と称する。

第２条　本連盟の事務局は会長の指定する所に置く。

第２章　目的及び事業

第３条　本連盟は、都内中学校における体育・スポーツ活動の振興と生徒の健全な発達を図ることを目的とする。

第４条　前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

１．中学校体育・スポーツ活動の調査・研究。

２．中学生の各運動競技大会の開催と研究大会の開催。

３．その他本連盟の目的達成に必要な事項。

第３章　組　織

第５条　本連盟は都内中学校単位の加盟と競技専門部の登録を得て組織する。

第６条　本連盟に次の委員会と競技専門部を置く。

１．委員会　総務（広報）・会計・研究・競技

２．競技専門部　競技委員会に次の専門部を置く。

1　陸上競技部　2　体操部　3　野球部　4　バスケットボール部
5　バレーボール部　6　ソフトテニス部　7　卓球部　8　ハンドボール部
9　サッカー部　10　水泳部　11　ソフトボール部
12　ダンス部　13　柔道部　14　剣道部　15　バドミントン部
16　相撲部　17　新体操部　18　スキー部　19　スケート部
20　テニス部　21　ラグビーフットボール部

第７条　本連盟は各区市郡島に支部を置く。

1. 各支部を次のブロックに編成する。

第１ブロック　・千代田・港・品川・大田
第２ブロック　・新宿・目黒・世田谷・渋谷
第３ブロック　・中野・杉並・練馬
第４ブロック　・文京・豊島・北・板橋
第５ブロック　・中央・台東・荒川・足立
第６ブロック　・墨田・江東・葛飾・江戸川
第７ブロック　・八王子・町田・日野・多摩・稲城
第８ブロック　・青梅・福生・あきる野・羽村・西多摩
第９ブロック　・武蔵野・三鷹・府中・調布・狛江
第 10 ブロック　・立川・昭島・小金井・小平・国分寺・国立
第 11 ブロック　・東村山・西東京・清瀬・東久留米・武蔵村山・東大和
第 12 ブロック　・大島・新島・三宅島・八丈島・小笠原

第４章　役　員・理　事

第８条　本連盟に、次の役員・理事・専門委員を置く。

１．本連盟に、次の役員を置く。

1. 会長１名　2. 副会長　若干名
3. 理事長１名　4. 副理事長　若干名　5. 事務局員

２．本連盟に、次の理事等を置く。

1. 常任理事　2. ブロック長　3. 支部長　4. 顧問（若干名）　5. 会計監査（２名）
6. 各委員長・副委員長・委員　7. 各競技専門部　顧問・部長・副部長

第９条　役員・理事等は次の方法で選出する。

１．会長は役員選考委員会で推薦し、理事会で承認する。

２．副会長、理事長、副理事長は、役員選考委員会で選出し、会長に推薦し、会長 が指名する。

３．常任理事は、理事会の推薦による。
４．各委員会の委員長・副委員長は常任理事会で推薦し、理事会で承認する。
５．支部長は、各支部において選出する。
６．ブロック長は、各ブロックの支部長から選出し、幹事１名を互選する。
７．顧問は、理事会の推薦により会長が指名する。
８．理事は、各支部において選出する支部理事１名及び各委員会の委員長・副委員長・委員、各競技専門部長と会長推薦者とする。
９．各競技専門部顧問は各競技専門部の推薦による中学校長で、会長が委嘱する。
10．各競技専門部の部長・副部長は、各競技専門郎の専門委員会において選出し、会長が委嘱する。
11．各競技専門部の専門委員は、各支部において２名以内選出する。
12．会計監査は、会長が推薦し、理事会で承認する。

第 10 条　役員・理事等の任期は、各２年とする。ただし、再任を妨げない。
補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 11 条　役員・理事等の任務
１．会長は連盟を代表し、会務を総括する。
２．副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代行する。また、それぞれ各委員会と各競技専門部を担当し総括する。
３．理事長は、この連盟の会務を執行する。
４．副理事長は理事長を補佐し、それぞれ各委員会と各競技専門部の会務を執行する。
５．顧問はこの連盟の重要事項について会長の諮問に応ずる。
６．支部長は支部の会務を総括するとともに、本部との連絡にあたる。
７．ブロック長はブロックを代表し、会務を総括する。また、本部及び各支部との連絡にあたる。
８．常任理事は会務庶務を担当し、緊急要務を処理する。
９．理事は会長及び会計監査の承認と重要事項について審議し、会務を処理する。
10．各競技専門部長は部を総括する。
11．各競技専門部の専門委員は部務を掌る。

第５章　会　　議

第 12 条　本連盟の会議は、役員会、常任理事会、理事会、ブロック長会、支部長会、競技専門部長会、各委員会、各競技専門部会等とする。

第 13 条　会議は次のように構成する。
１．役員会は、顧問、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局員とする。
２．常任理事会は、顧問、会長、副会長、理事長、副理事長、ブロック長、事務局員、総務（広報）・会計・研究・競技の各委員長、各競技専門部長及び常任理事とする。
３．理事会は、理事及び常任理事会を構成する者とする。
４．ブロック長会は、顧問、会長、副会長、理事長、ブロック長、事務局員とする。
５．支部長会は、役員、支部長とする。
６．総合体育大会実行委員会は、常任理事会に準じ、必要に応じて各委員会副委員長を含むこととする。

第 14 条　会議は会長が召集する。

第 15 条　各会議は、次の事項の審議決定や会務等の執行に当たる。
１．役員会は原則として年３回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時の役員会を開催することができる。役員会では本会の運営及び事業に関する企画、連絡、調整に当たる。
２．常任理事会は原則として年４回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時の常任理事会を開催することができる。常任理事会では理事会の専決事項を除いた重要事項について審議決定する。
３．理事会は原則として年４回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時の理事会を開催することができる。理事会では次の事項について審議決定する。また、会長及び会計監査の承認と本会の運営及び事業についての企画立案並びに会務の執行に当たる。
ア．会長、常任理事、各委員長・副委員長、会計監査の承認。

イ．会務報告及び予算、決算の承認。
ウ．規約、大会実施要項等の承認。
エ．その他の重要な事項。
４．支部長会は原則として年２回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時の支部長会を開催することができる。支部長会では次の事項について確認する。
ア．役員、理事等の確認。
イ．会務報告及び予算、決算の確認。
ウ．規約、大会実施要項等の確認。
エ．その他の重要な事項の確認。
５．ブロック長会は、原則として年２回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時のブロック長会を開催することができる。ブロック長会では次の事項について取り組む。
ア．ブロック大会の運営。
イ．研究活動の推進と人材育成。
ウ．組織力の強化。
６．都総合体育大会実行委員会は、原則として年３回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時の都総合体育大会実行委員会を開催することができる。会の構成は、常任理事会に準じ、大会の企画立案並びに実施にあたる。
７．各委員会及び各競技専門部会は本連盟の事業を遂行するために、必要に応じて委員会及び競技専門部会を開催する。

第 6 章　会　　計

第 16 条　本連盟の経費は、加盟費・協賛金・その他の収入で支弁する。
第 17 条　本連盟の加盟校は、本部加盟費及び競技専門部登録費として所定の金額を納付する。ただし、金額は理事会で承認を受け、決定する。（本部加盟費　6，000 円、各競技専門部登録費　4，000 円）
第 18 条　本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。
第 19 条　本連盟の予算は年度最初の理事会、決算は年度終了後に理事会の承認を得るものとする。

第 7 章　事　務　局

第 20 条　本連盟の事務を処理するため事務局を設け、事務局長その他必要な職員を置く。
第 21 条　事務局に関する規定は別に定める。

付　　則

第 22 条　本規約は、常任理事会の発議により、理事会の承認を得るものとする。
第 23 条　本規約は、昭和 22 年 10 月 1 日より実施する。
第 16 次改定は昭和 61 年 4 月 1 日より実施する。
第 17 次改定は平成 2 年 4 月 1 日より実施する。
第 18 次改定は平成 3 年 4 月 1 日より実施する。
第 19 次改定は平成 5 年 4 月 1 日より第 8 条の 8、第 9 条の 6 をのぞき実施する。
平成 6 年 4 月 1 日より第 8 条の 8、第 9 条の 6 を実施する。
第 20 次改定は平成 6 年 5 月 17 日より実施する。
第 21 次改定は平成 8 年 4 月 1 日より実施する。第 16 条（加盟費を実施する）
第 22 次改定は平成 11 年 4 月 1 日より実施する。
第 23 次改定は平成 17 年 4 月 1 日より実施する。
第 24 次改定は平成 21 年 4 月 1 日より実施する。
第 25 次改訂は平成 22 年 4 月 1 日より実施する。
第 26 次改訂は平成 28 年 4 月 1 日より実施する。